

IP通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス）【現改比較表】

2021年3月1日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

<p>目次（略）</p> <p>第1章～別記（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）</p> <p style="margin-left: 20px;">第1 利用料金</p> <p style="margin-left: 40px;">1 第1種ドットフォン契約に係るもの</p> <p style="margin-left: 60px;">1-1 適用</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～別記（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）</p> <p style="margin-left: 20px;">第1 利用料金</p> <p style="margin-left: 40px;">1 第1種ドットフォン契約に係るもの</p> <p style="margin-left: 60px;">1-1 適用</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定</td> <td>ア（略） イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(3)（略）	(略)	(4) 当社の機器の故障等により正しく算定	ア（略） イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定する</td> <td>ア（略） イ 削除</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(3)（略）	(略)	(4) 当社の機器の故障等により正しく算定する	ア（略） イ 削除
区 分	内 容												
(1)～(3)（略）	(略)												
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定	ア（略） イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料												
区 分	内 容												
(1)～(3)（略）	(略)												
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定する	ア（略） イ 削除												

～2021年3月31日		2021年4月1日～	
<p>することができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p><u>金) 1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかつた場合の取り扱いについては、(7)(着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用)に定めるとおりとします。</u></p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>本欄イに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者)</u></p> <p><u>(2)(電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの)に記載された協定事業者との相互接続に係るものとし</u> <u>す。</u></p>	<p>することができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p>(注1) (略)</p>
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
<p>(6) 一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用</p>	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク アの場合において、その第1種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求(次表の5に規定する請求をいいます。以下同じとします。)に係るとき(その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3(債権の譲渡)に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。)は、次表の6に規定する料金を合計したものを第1種ドットフォン定額割引対象料金とみなして取り扱います。</p> <p>表5 (略)</p>	<p>(6) 一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用</p>	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク アの場合において、その第1種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求(次表の5に規定する請求をいいます。以下同じとします。)に係るとき(その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3(債権の譲渡)に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。)は、次表の6に規定する料金を合計したものを第1種ドットフォン定額割引対象料金とみなして取り扱います。</p> <p>表5 (略)</p>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

表6

請求

- ① 第1種ドットフォン定額割引対象料金
- ② 合算ドットフォン請求（第1種ドットフォン契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）に係る第2種ドットフォン着割適用対象料金（料金表第1表第1の2（第2種ドットフォン契約に係るもの）に規定するものをいいます。以下同じとします。）及び代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料（第2種ドットフォン契約者から申出があった場合に限ります。）

表6

請求

- ① 第1種ドットフォン定額割引対象料金
- ② 合算ドットフォン請求（第1種ドットフォン契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）に係る第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料を含みます。）及び第2種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第2種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。）の月額累計額を合算したもの（(5)（選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用）欄に規定する割引の適用があるときは、適用した後の額とします。）

～2021年3月31日		2021年4月1日～	
	<p>③ <u>合算ドットフォン請求に係る第3種ドットフォン契約（タイプ6に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る第3種ドットフォン着割適用対象料金（料金表第1表第1の3（第3種ドットフォン契約に係るもの）に規定するものをいいます。以下同じとします。）</u></p>		<p>③ <u>合算ドットフォン請求に係る第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限ります。）に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料及び第3種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第3種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。）を合算したもの</u></p>
<p>(7) <u>着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用</u></p>	<p><u>ア 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1又はタイプ3に限ります。）に係る着信秒数に応じた減額について次のとおり適用します。</u></p> <p><u>(1) 当社は、第1種ドットフォン着割額算定対象通信(i)（加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線（タイプ1又はタイプ3に係るものに限ります。）への通信をいいます。）があった場合に、第1種ドットフォン着割適用対象料金(i)（次表の1に規定する料金（(5)（一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用）に規定する割引の適用がある場合は、適用した後のものとしします。）を合算したものをいいます。以下同</u></p>	<p>(7) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

じとします。)の月額累計額について、その料金月の第1種ドットフォン着割額(i)(第1種ドットフォン着割額算定対象通信(i)の秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額とします。以下同じとします。)を減額して適用します。この場合において、当社は、その料金月における消費税相当額を加算する前の第1種ドットフォン着割適用対象料金(i)の月額累計額の国際通話及び国内通話の比率(次表の2の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。)で第1種ドットフォン着割額(i)を按分しそれぞれ適用します。

ただし、第1種ドットフォン着割適用対象料金(i)の月額累計額が第1種ドットフォン着割額(i)を超えない場合は、第1種ドットフォン着割適用対象料金(i)の月額累計額を第1種ドットフォン着割額(i))として取り扱います。

表1

<u>料金</u>
<u>① 第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要すダイヤルアウト通信料</u>
<u>② 第1種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機</u>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第1種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。）

表2

ダイヤルアウト通信の区分

<u>国際通話（料金表第1表第1（利用料金）1-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルチ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるものに係るダイヤルアウト通信をいいます。）</u>	<u>国内通話（左欄以外のものをいいます。）</u>

(2) (1)の場合において、その第1種ドットフォン契約が合算

～2021年3月31日

2021年4月1日～

ドットフォン請求に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）は、その合算ドットフォン請求における合計着割適用対象料金額（次表の3に規定する料金を合計した額をいいます。以下同じとします。）について、その料金月の合計着割額（次表の4に定める額を合計した額をいいます。以下この欄において同じとします。）を減額して適用します。

ただし、合算ドットフォン請求における合計着割適用対象料金額が合計着割額を超えない場合は、合計着割適用対象料金額を合算ドットフォン請求における合計着割額として取り扱います。

表3

<u>料金</u>
<u>① 第1種ドットフォンの着割適用対象料金(i)</u>
<u>② 第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものであって、合算ドットフォン請求に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る第2種ドットフォン着割適用対象料金及びその第2種ドットフォン契約に係る代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係</u>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

るダイヤルアウト通信料（第2種ドットフォン契約者から申出があった場合に限り。）

③ 第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものであって、合算ドットフォン請求に係るものに限り。以下この欄において同じとします。）に係る第3種ドットフォン着割適用対象料金

表4

<u>着割額</u>
<u>① 第1種ドットフォン着割額(i)</u>
<u>② 第2種ドットフォン着割額</u>
<u>③ 第3種ドットフォン着割額(i)</u>

イ 削除

ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の第1種ドットフォン着割額（第1種ドットフォン着割額(i)及び第1種ドットフォン着割額(ii)とします。以下同じとします。）の取り扱いは、次のとおりとします。

～2021年3月31日

2021年4月1日～

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日
の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総
合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属
する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の着信
秒数に応じた第1種ドットフォン着割額が最高となる値に、
算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算
出した1日平均の着信秒数に応じた第1種ドットフォン着割
額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて
得た額。

(注1) 本欄ア及びウに規定する当社が別に定めるものは、当社のI P
通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (V o I P協定事業者)(2)
(電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの)に記載
された協定事業者との相互接続に係るものとしします。

(注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次の
とおりとしします。

(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実
績が把握できる各料金月における1日平均の着割額が最高となる

～2021年3月31日		2021年4月1日～	
	<u>値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</u> <u>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</u> <u>機器の故障等により正しく算定することができなかった日</u> <u>前の実績が把握できる期間における1日平均の着割額又</u> <u>は故障等の回復後の7日間における1日平均の着割額の</u> <u>うち高い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて</u> <u>得た額</u>		
(8)～(11) (略)	(略)	(8)～(11) (略)	(略)
1-2 料金額 (略) 2 第2種ドットフォン契約に係るもの 2-1 適用		1-2 料金額 (略) 2 第2種ドットフォン契約に係るもの 2-1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)	(1)～(3) (略)	(略)

～2021年3月31日		2021年4月1日～	
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>当社の機器の故障等により加入電話等設備、I P 電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定できなかった場合の取り扱いについては、(6)（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）に定めるとおりとします。</u></p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>本欄イに規定する当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款 共通編 別記3（V o I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとし。</u></p>		<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>(注1) (略)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p>		<p>(5) (略)</p> <p>(略)</p>
<p>(6) <u>着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用</u></p>	<p>ア 当社は、<u>第2種ドットフォン着割額算定対象通信（加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限り。）への通信をいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合に、第2種ドットフォン着割適用対象料金（次表の1に規定する料金を合算したもの（(5)（選択制によるダイヤルアウト通</u></p>		<p>(6) <u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

信料の月極割引の適用 欄に規定する割引の適用があるときは、適用した後の額とします。）をいいます。以下同じとします。）の月額累計額について、その料金月の第2種ドットフォン着割額（第2種ドットフォン着割額算定対象通信（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係る第2種ドットフォン着割額算定対象通信を含みます。）の秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額をいいます。以下この欄において同じとします。）を減額して適用します。この場合において、
当社は、その料金月における消費税相当額を加算する前の第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額の国際通話及び国内通話の比率（次表の2の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。）で第2種ドットフォン着割額を按分した額をそれぞれ減額して適用します。

ただし、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額が第2種ドットフォン着割額を超えない場合は、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額を第2種ドットフォン着割額として取り扱います。

表1

～2021年3月31日

2021年4月1日～

料金

- ① 第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料を含みます。）
- ② 第2種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第2種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限り。）の月額累計額

表2

ダイヤルアウト通信の区分

<u>国際通話（料金表第1表第1（利用料金）2-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り</u>	<u>国内通話（左欄以外のものをいいます。）</u>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)を含みます。)との間で行われるもの)に係るダイヤルアウト通信をいいます。)

イ アの場合において、その第2種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求に係るとき(その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3(債権の譲渡)に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。)の取り扱いについては、アの規定にかかわらず、1(第1種ドットフォン契約に係るもの)(7)(着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用)の規定するところによります。

ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備(当社が別に定めるものに限ります。)及び料金表第1表(料金)1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の第2種ドットフォン着割額の取り扱いは、次のとおりとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

～2021年3月31日

2021年4月1日～

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(注1) 本欄ア及びウに規定する当社が別に定めるものは、当社の

IP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（VoIP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るもの
とします。

(注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として、

次のとおりとします。

(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日
前の実績が把握できる各料金月における1日平均の着割額
が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得

～2021年3月31日	2021年4月1日～
-------------	------------

<p style="text-align: center;"><u>た額</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>機器の故障等により正しく算定することができなかった</u></p> <p style="text-align: center;"><u>日前の実績が把握できる期間における1日平均の着割額又</u></p> <p style="text-align: center;"><u>は故障等の回復後の7日間における1日平均の着割額のうち</u></p> <p style="text-align: center;"><u>高い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た</u></p> <p style="text-align: center;"><u>額</u></p>	
--	--

2-2 (略)

2-2 (略)

3 第3種ドットフォン契約に係るもの

3 第3種ドットフォン契約に係るもの

3-1 適用

3-1 適用

区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)	(1)～(3) (略)	(略)

～2021年3月31日		2021年4月1日～	
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>当社の機器の故障等により加入電話等設備、I P 電話設備(当社が別に定めるものに限ります。)</u> 及び料金表第1表(料金) 1-2-4のイに規定する地域から第3種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の取り扱いについては、(6)(着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用)に定めるとおりとします。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 本欄イに規定する当社が別に定めるものは、<u>当社のI P 通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (V o I P 協定事業者)(2)(電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの)に記載された協定事業者との相互接続に係るものと</u>します。</p>	<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>(注1) (略)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(6) <u>着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用</u></p>	<p>ア 当社は、<u>第3種ドットフォンサービス(タイプ6に限ります。)</u>に係る減額について次のとおり適用します。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) <u>削除</u></p>	<p>(6) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

(3) 第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り。）が合算ドットフォン請求に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）の取り扱いについては、1（第1種ドットフォン契約に係るもの）（7）（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）の規定するところによります。

表1 削除

表2

<u>ダイヤルアウト通信の区分</u>	
<u>国際通話（料金表第1表第1（利用料金）3-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局を</u>	<u>国内通話（左欄以外のものをいい</u>
<u>います。以下同じとしま</u>	<u>ます。）</u>

～2021年3月31日

2021年4月1日～

す。)を含みます。)との間で
行われるもの)に係るダイヤ
ルアウト通信をいいます。)

イ 削除

ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、I P電話設備(当社が別に定めるものに限りま
す。)及び料金表第1表(料金)1-2-4
のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信につ
いて接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の第3
種ドットフォン着割額(第3種ドットフォン着割額(i)及び第3種ド
ットフォン着割額(ii)とします。以下同じとします。)の取り扱いは、
次のとおりとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日
(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断し
て機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料
金月の各料金月における1日平均の着信秒数に応じた第3種ドット
フォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じ
て得た額。

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した
1日平均の着信秒数に応じた第3種ドットフォン着割額が最高とな

～2021年3月31日		2021年4月1日～	
	<p><u>る値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</u></p> <p>(注1) <u>本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者) (2) (電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの) に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</u></p> <p>(注2) <u>本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として以下のとおりとします。</u></p> <p><u>(1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合</u></p> <p><u>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の割引額算定対象着信秒数が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た秒数</u></p> <p><u>(2)過去2か月間の実績を把握することができない場合</u></p> <p><u>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の割引額算定対象着信秒数又は故障等の回復後の7日間における1日平均の割引額算定対象着信秒数のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た秒数</u></p>		
(7)～(9) (略)	(略)	(7)～(9) (略)	(略)
3-2 (略)		3-2 (略)	

～2021年3月31日	2021年4月1日～
<p>第2 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年2月26日 A P S 1サ第00749111号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金</u> <u>の他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ</u> <u>いては、なお従前のとおりとします。</u></p>